

第2章 施策の展開

目標Ⅰ 確かな学力の育成

施策1：一人一人の学力を伸ばす教育の推進

ア 現状と課題

- ・ 児童生徒が未来を切り拓いていく力を身に付けるためには、一人一人の成長に着目し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育が必要です。
- ・ また、児童生徒の発達に対応した教育を小・中学校9年間にわたって行っていくためには、小学校と中学校の間で連続性・系統性等の一貫性を持たせた教育が重要です。
- ・ 本県の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査の結果によると、学んだ知識や技能を活用する力の育成に一層取り組む必要があります。
- ・ 本県では、平成27年度から、小学校4年生から中学校3年生までを対象として「埼玉県学力・学習状況調査」を実施し、学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握して、指導の改善に活用しています。
- ・ 高等学校においては、個々の生徒の学力や学習状況を把握することにより、生徒一人一人の学力や学習意欲の向上に取り組んでいます。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより一人一人のニーズに応じた適切な支援に努めています。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の学力と学習意欲を確実に伸ばす教育を推進する。
- (イ) 児童生徒へのきめ細かな指導を充実する。
- (ウ) 学校間連携や小・中学校9年間を一貫した教育を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 「埼玉県学力・学習状況調査」の実施と指導方法の改善
- ・ 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践
- ・ 学習データを活用した個に応じた学習手法の開発
- ・ 少人数指導などのきめ細かな指導の充実
- ・ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

施策2：新しい時代に求められる資質・能力の育成

ア 現状と課題

- ・ 複雑で予測困難なこれからの時代においては、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かにする人材や、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、複雑化・多様化した社会の課題解決につなげていく人材を育てることが求められると指摘されています。
- ・ そうしたことを踏まえ、自ら問題を発見し解決する力と困難を乗り越える精神力、十分な知識・技能を基盤として答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見出していく思考力・判断力・表現力、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度などを、発達段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。
- ・ 本県では、児童生徒が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める協調学習に取り組むなど、授業の改善を推進しています。
- ・ また、情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加傾向にある中で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっていると

の指摘もあります。読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっていると指摘されています。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒の思考力、判断力、表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成する。
- (イ) 各県立高等学校の生徒の進学や就職のニーズに対応し、学校の教育力の向上と生徒一人一人の進路希望の実現に取り組む。
- (ウ) 家庭、地域、学校における子供たちの読書活動を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進
- ・ 指導内容・指導方法の工夫・改善
- ・ 高校生の学習意欲・学力向上の取組の推進
- ・ 読書活動の推進

施策3：伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

ア 現状と課題

- ・ これからの社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。
- ・ 近年のICTや交通分野での技術革新によりグローバル化は更に進み、人々の生活圏も広がっており、国内においても地域が直接世界とつながるようになってきました。また、本県ではラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技が開催されます。
- ・ こうした中で、国内外の様々な場においてグローバル化に対応できる力や多文化共生の精神を子供たちに育むことが必要です。また、地球規模の課題を自ら発見し、解決する能力を有した、世界で活躍できる人材の育成も求められます。
- ・ そのためには、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野を持って地域社会の課題を解決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度を養う。
- (イ) グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進する。
- (ウ) 小・中学校、高等学校における外国語教育などを充実する。

ウ 主な取組

- ・ 伝統と文化を尊重する教育の推進
- ・ グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進
- ・ 世界で活躍できる人材の育成
- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- ・ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・ 英語をはじめとした外国語教育の充実

施策4：技術革新に対応する教育の推進

ア 現状と課題

- ・ 今後、技術革新は更に加速し、第4次産業革命ともいわれる、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、人工知能（AI）などといった技術革新の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）が到来すると予想されています。

- ・こうした技術革新に対応する人材を育てるためには、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、児童生徒の科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養や情報活用能力などを高めるための取組を推進することが求められます。
- ・また、未来に向けて、新たな価値を創造していくためには、社会の持続的な発展を牽引し、イノベーションの創出につながる次代の科学技術を担う人材やアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材の裾野の拡大に取り組む必要があります。

イ 施策の方向性

- コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、情報活用能力を育成する。
- 児童生徒の科学技術や理科・数学、ものづくりに対する興味・関心を高め、基礎的素養や論理的・科学的に考える力を育成する。
- 新たな価値を生み出し、社会の持続的な発展を牽引する人材を企業等と連携して育成する。

ウ 主な取組

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進（一部再掲）
- ・科学技術等への関心を高める取組の推進
- ・情報活用能力の育成
- ・社会の持続的な発展を牽引する人材の育成

施策5：人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

ア 現状と課題

- ・近年、幼児期における教育が、その後の学力や運動能力、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進展しており、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が指摘されています。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園は、それぞれ設置目的に違いがあるものの、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期においていずれも大切な役割を果たしております。それらの取組には、子供の教育について第一義的責任を有する家庭や地域との連携・協力が不可欠です。
- ・子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児が適切な教育・保育を受けられるようにするため、幼稚園・保育所がそれぞれの特長を生かした教育・保育を提供できるようにするだけでなく、両者の一体的な提供が求められています。
- ・また、小学校生活に適應できない「小1プロブレム」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携が課題となっています。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園などのノウハウや施設を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。

イ 施策の方向性

- 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質向上を図る。
- 子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を一体的な提供に向けた取組を推進する。
- 子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実する。
- 幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援を充実する。

ウ 主な取組

- ・家庭や地域と連携した幼児教育の推進
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質能力の向上
- ・認定こども園の設置・促進
- ・幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

- ・幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実

目標Ⅱ 豊かな心の育成

施策6：豊かな心を育む教育の推進

ア 現状と課題

- ・家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。
- ・このような中で、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。答えが一つではない道徳的な課題に子供たちが向き合い、考え、議論する態度を育むことも重要です。
- ・また、子供たちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育むためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要です。これまで県では、児童生徒が、発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動」を推進してきました。これからも、様々な体験活動を通して、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育て、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。
- ・さらに、読書は、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、子供の読書活動を充実していくことが大切です。

イ 施策の方向性

- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進する。
- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組む。
- 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進する。
- 家庭、地域、学校における子供たちの読書活動を推進する。

ウ 主な取組

- ・体験活動の推進
- ・規律ある態度の育成
- ・道徳教育の充実
- ・読書活動の推進（再掲）

施策7：いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

ア 現状と課題

- ・いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こりうるものであるとの認識の下、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめ防止のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。
- ・その際、いじめは人権の侵害であること、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを理解できるよう指導する必要があります。
- ・また、本県の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は、全国と比べると少ないものの、小学校における暴力行為が増加しています。子供たちの問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域や関係機関等と連携・協働して、一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

- ・ さらに、「小1プロブレム」やいわゆる学級崩壊などへの対応についても継続して取り組む必要があります。
- ・ 少年非行については、全体的に減少傾向にはあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に荷担する少年が後を絶たないなど予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進める。また、児童生徒の他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む機運の醸成を図る。
- (イ) いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実する。
- (ウ) あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。
- (エ) 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめや非行・問題行動の防止や有害環境から子供を守る。
- (オ) 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直りを支援する。

ウ 主な取組

- ・ いじめ防止対策の推進
- ・ 教育相談活動の推進
- ・ 生徒指導体制の充実
- ・ 非行・問題行動の防止
- ・ 青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ・ 立ち直り支援策の推進

施策8：人権を尊重した教育の推進

ア 現状と課題

- ・ 人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、いわゆる「性的マイノリティ」への差別やインターネットを利用した人権侵害など、様々な人権課題への対応が求められています。
- ・ 加えて、県内で生活する外国人は増加しており、言語や文化等の違いから、様々な人権に係る問題が発生しています。
- ・ そのような中で、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きる社会の実現が求められています。
- ・ 子供の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。
- ・ また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育を充実させることが必要です。
- ・ さらに、県内の児童相談所における児童虐待通告受付件数は、平成24年度は4,769件でしたが、平成29年度に13,393件に達しており、増加傾向にあります。平成30年4月に埼玉県虐待禁止条例が施行され、児童虐待防止の取組の充実が求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚の育成を図る。
- (イ) 様々な人権課題に対応した教育を充実する。

- (ウ) 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。

ウ 主な取組

- ・ 人権教育推進体制の充実
- ・ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- ・ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- ・ 様々な人権課題に対応した教育の充実
- ・ 虐待から子供を守る取組の推進

目標Ⅲ 健やかな体の育成

施策9：健康の保持増進

ア 現状と課題

- ・ 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。また、学校・家庭・地域が連携して、子供たちの生活リズムを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。さらに、メンタルヘルスやアレルギー疾患など、子供の健康課題が多様化しており、学校、家庭、地域の医療機関等の連携による保健管理等を推進する必要があります。
- ・ また、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導や、最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育を推進することが必要です。
- ・ さらに、社会状況の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にあります。学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。
- ・ また、子供が情報機器に接する時間の増加により生活時間が変化しており、子供の規則正しい生活習慣の確立が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- (イ) 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進する。
- (ウ) 子供の基本的な生活習慣を確立するための取組を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 学校保健の充実
- ・ 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進
- ・ 薬物乱用防止教育の推進
- ・ 食育の推進
- ・ 基本的な生活習慣の確立に向けた支援

施策10：体力の向上と学校体育活動の推進

ア 現状と課題

- ・ 本県の児童生徒の体力は、小学生、中学生、高校生のそれぞれにおいておおむね向上傾向にあります。しかし、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。
- ・ 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、運動部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図り、子供たちに運動習慣を身に付けさせる

ことが大切です。

- ・ また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、子供たちのスポーツへの関心や意欲を高めることも重要です。
- ・ 学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、地域の人材活用、各種団体との連携や、合同部活動の取組など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 子供たち一人一人の実態にあった体力の向上を図る。
- (イ) 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図る。
- (ウ) 子供たちのスポーツへの関心・意欲を高めるため、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- (エ) 運動部活動の持続可能な運営体制を整える。

ウ 主な取組

- ・ 児童生徒の体力の向上
- ・ 体育的活動の充実
- ・ 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成
- ・ オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）
- ・ 持続可能な運動部活動の運営

目標Ⅳ 自立する力の育成

施策11：キャリア教育・職業教育の推進

ア 現状と課題

- ・ IoTやビッグデータ、人工知能（AI）等といった技術革新の進展により、今後、日本の労働人口の約半数の者が就いている職業が、技術的にはAIやロボット等により代替できるようになるとの予測があり、また、これまでになかった仕事が生まれることが指摘されています。さらに、雇用形態の多様化や労働市場の流動化の進展も予想されています。
- ・ このように大きな社会の変化が見込まれる現状において、子供たちが社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応し、更に新たな価値を創造していく力を身に付けることが必要です。
- ・ そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、社会的・職業的自立の基礎となる知識や技能を身に付けさせるとともに、子供たちが人生を切り拓く力を育成することが大切です。
- ・ また、文化等異なる背景を有する多様な人々と協働することができる能力、課題発見・解決能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることも求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校において、家庭や地域・企業と連携して、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進する。
- (イ) 学校において、家庭や地域・企業と連携した就職支援に取り組む。
- (ウ) 児童生徒が働くことについて関心や意欲が持てるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進する。
- (エ) 専門高校などにおいて、実践的で高度な専門的知識・技術の習得を図る産業教育に取り組む。

ウ 主な取組

- ・ 小・中学校、高等学校における体系的、系統的なキャリア教育・職業教育の推進
- ・ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の充実
- ・ 企業等と連携した職場体験活動などの充実
- ・ 専門高校における産業教育の推進
- ・ 専門高校拠点校の整備
- ・ 地域産業や福祉・医療などを支える専門的人材の育成

施策12：主体的に社会の形成に参画する力の育成

ア 現状と課題

- ・ 社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育において、地域社会とも連携しつつ、主体的に社会の形成に参画する力を、これからの社会・経済を担っていく子供たちに育むことが求められます。
- ・ 平成28年から選挙権年齢が引き下げられ、18歳以上の高校生が選挙権を持つようになりました。しかし、若年者の投票率の低さが課題となっており、小・中学校段階から児童生徒の政治や選挙への関心を高めることが重要です。
- ・ 平成34年には、18歳を迎えた者が成人と認められ、高校生であっても自分の意思で契約できるなど成人としての行為が可能となります。そのため、高校生を含む若年者が消費者トラブルや悪質商法の被害に巻き込まれないための知識や、消費者市民社会の形成に参画することの重要性についての考え方を身に付ける消費者教育などが重要になります。
- ・ さらに、持続可能な社会の担い手を育成するため、環境問題や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。
- ・ 加えて、将来、子供たちが社会的に自立した存在になる上では、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成する。
- (イ) 自立した消費者としての責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成する。
- (ウ) 持続可能な社会の担い手となる力を育成する。
- (エ) 他者と連携、協働していくための力を育成する。

ウ 主な取組

- ・ 主権者教育の推進
- ・ 消費者教育の推進
- ・ 環境教育の推進
- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進（再掲）
- ・ 多様な人材と協働する力の育成

目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進

施策13：障害のある子供への支援・指導の充実

ア 現状と課題

- ・ 平成26年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、近年、共生社会の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め

合える共生社会の実現に向けて、特別支援教育の推進がますます重要となっています。

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒は、近年、知的障害を中心に全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られます。さらに、特別支援学校に在籍する児童生徒の多様化も進んでいます。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級など特別な教育の場で学ぶ児童生徒に加え、小・中学校などの通常の学級や高等学校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、早い時期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。
- ・ こうした支援を適切に行う上では、特別支援学校教員免許状の取得を促進するなど、教員の専門性の向上を図ることが必要です。
- ・ また、特別支援学校高等部生徒の卒業後の自立に向けて、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進める必要があります。
- ・ さらに、障害のある子供たちが学校卒業後も生涯を通じて学びや文化、スポーツなどに親しむことができるよう支援していくことが重要です。
- ・ 本県では、これまで「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んできました。今後は、これらの取組を更に充実させるとともに、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を強力に進める必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 共生社会の実現に向けて、「多様な学びの場」を充実するとともに、教員の専門性の向上を図る。
- (イ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導や支援を切れ目なく提供する体制を整える。
- (ウ) 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育を推進する。
- (エ) 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援する。

ウ 主な取組

- ・ 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実
- ・ 小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備
- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の充実（再掲）
- ・ 障害のある子供たちの生涯学習の推進

施策 1 4：不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

ア 現状と課題

- ・ 本県の不登校児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。また、不登校は中学生になると急増する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。
- ・ 高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は減少傾向にあり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身を見つめ直し高校生活に意義を感じることができるよう対策を進める必要があります。
- ・ また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図る。
- (イ) 中学校で急増する不登校の未然防止・早期対応に向け、小・中学校の円滑な接続を推進する。
- (ウ) 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努める。
- (エ) 不登校等を経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供する。
- (オ) 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進する。
- (カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 教育相談活動の推進（再掲）
- ・ 不登校の未然防止の推進
- ・ 不登校児童生徒の教育機会の確保
- ・ 意欲に応える学習機会の提供
- ・ 高校中途退学防止対策の推進
- ・ 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

施策 1 5：経済的に困難な子供への支援

ア 現状と課題

- ・ 子供の貧困については、平成 2 8 年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、1 7 歳以下の相対的貧困率は 1 3. 9 % であり、1 2 年ぶりの改善となっているものの大きな課題となっています。家庭の所得や保護者の学歴などと子供の学力などに相関関係が見られることを指摘する研究結果や、学歴等により生涯賃金に差が見られるとの統計もあり、格差の拡大・固定化や格差が次世代に引き継がれる「貧困の連鎖」が懸念されます。
- ・ 家庭の経済状況によって子供が進学等を断念することがないよう、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。
- ・ また、生まれ育った環境に関わらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

イ 施策の方向性

- (ア) 経済的理由によって進学等を断念することがないよう経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- (イ) 生まれ育った環境に関わらず夢や希望を実現できるよう学校において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等との連携を推進します。

ウ 主な取組

- ・ 修学に対する支援（一部再掲）
- ・ 学校における学力保障と関係機関との連携の推進

施策 1 6：一人一人の状況に応じた支援

ア 現状と課題

- ・ 近年の県内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しております。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めることがより一層重要になっています。
- ・ 帰国児童生徒や外国人児童生徒等については、学校生活へ円滑に適應できるよう、言語や文化等の

差異に係るきめ細かな支援が必要です。

- ・ また、保護者は家庭教育について第一義的責任を有するものですが、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題も指摘されています。そのため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。
- ・ さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）への支援など、多様なニーズに応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。
- ・ 加えて、社会的・経済的環境などにより学力向上に課題のある子供たちへの支援や、教員と心理や福祉等の専門家が連携・分担しながらチームによって様々な課題を抱える子供たちを支援することが求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 帰国・外国人児童生徒の受入れ環境の整備、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援する。
- (イ) 家庭教育に課題を抱える保護者への支援を推進する。
- (ウ) 新たに設置された中学校夜間学級を支援する。
- (エ) 社会的・経済的環境などにより学力に課題のある子供への教育を支援する。
- (オ) 児童生徒の抱える様々な課題に対応するため、教育相談体制を充実する。

ウ 主な取組

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
- ・ 家庭教育に課題を抱える保護者への支援
- ・ 中学校夜間学級の支援
- ・ 学力に課題のある子供への教育支援
- ・ 教育相談活動の推進（再掲）

目標Ⅵ 質の高い学校教育のための環境の充実

施策17：教職員の資質能力の向上

ア 現状と課題

- ・ 次代を担う児童生徒一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。
- ・ 本県の教職員の年齢構成は、大量退職・大量採用の時期を経て、若返った状況にあります。また、教員採用試験の志願者数も減少しています。学校教育の質の維持向上を図るためには、きめ細かな人物重視の選考を進め、優秀な人材の採用に努めることはもとより、採用後も指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。
- ・ そのため、教職員の人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質能力の向上を図っています。
- ・ また、効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを学校組織の中で共有し、学校全体で活用していくことが大切です。
- ・ 加えて、体罰や暴言による指導をはじめ、不適切な指導や服務上の問題に対しては、根絶に向けて予防を図るとともに、そうした事案が起きた場合には、厳正な人事管理により対応することが求められています。
- ・ さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 教育への情熱を持った優れた教職員を確保する。
- (イ) 教職員のライフステージに応じた研修や、教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図る。
- (ウ) 効果的な取組を行っている教職員の専門的な知識や技能の共有を行う。

- (エ) 教職員の人事評価制度を活用し、教職員の公正かつ厳正な人事管理や資質能力の向上に取り組む。
- (オ) 体罰等の禁止を徹底するとともに、服務上の問題へ厳正に対応する。
- (カ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るための取組を進める。

ウ 主な取組

- ・ 優れた教職員の確保
- ・ 教職員研修と調査研究の充実
- ・ 指導技術の共有の推進
- ・ 優秀な教職員の表彰等の実施
- ・ 教職員の人事評価制度の活用
- ・ 指導が不適切である教員への対応
- ・ 教職員の体罰等禁止の徹底と服務上の問題への対応
- ・ 教職員の心身の健康の保持増進
- ・ 学校で発生する諸問題への指導・助言

施策18：学校の組織運営の改善

ア 現状と課題

- ・ 社会が大きく変化する中で、学校における教育活動は多岐にわたり、また、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応や貧困等に起因する学力課題の解消など、学校が直面する課題も様々です。また、教員に負担が掛かっていることが指摘されています。
- ・ こうした中で、質の高い学校教育を持続させられるよう、学校の組織体制を改善することが求められています。
- ・ 複雑化・多様化する課題を学校が解決し適切に教育活動を実施していくためには、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的に諸課題の解決に取り組むことができる学校の実現が求められます。
- ・ また、子供たちの教育環境を充実させるためには、地域住民等の協力を得ることが重要です。そのためには、教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校、家庭、地域住民や企業・NPOなどが目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。
- ・ さらに、県民や児童生徒・保護者の信頼と期待に応える学校づくりを行うためには、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それに基づく改善を一層進めることが重要です。
- ・ 教育の質の維持・向上のため、「学校における働き方改革」を進め、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の整備が求められています。

イ 施策の方向性

- (ア) 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進する。
- (イ) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進する。
- (ウ) 学校評価に基づき学校運営や教育活動を改善する。
- (エ) 教員が効果的に学習指導、学級経営、生徒指導等を行うことのできる組織体制の整備を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 多様な人材との連携・分担体制の構築
- ・ リーダーシップを発揮できる管理職の育成
- ・ コミュニティ・スクール設置推進とその充実
- ・ 学校評価の効果的な活用
- ・ 学校における働き方改革の推進

施策19：魅力ある県立高校づくりの推進

ア 現状と課題

- 我が国においては、今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少、産業構造の変化、グローバル化の進展などが予想されています。また、県内の公立中学校卒業生数は、今後も減少傾向が続くことが予想されています。このように社会状況が大きく変化中、生徒一人一人が将来をたくましく生き抜くことができるよう、それぞれの県立高等学校においては、教育活動の活性化・特色化を図ることが求められています。
- 本県では、県立高等学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的として平成27年度に「魅力ある県立学校づくりの方針」を策定しました。
- 今後、県立高等学校は、社会の変化や地域の特性、企業が求める人材等を踏まえた特色ある教育活動を展開することが求められます。あわせて、公立中学校卒業生数は、減少傾向が続くことが予想され、各県立高等学校の活力を維持していくために、適正な学校規模を維持していくことが必要となります。

イ 施策の方向性

- 生徒・保護者のニーズに対応するとともに、時代や社会、地域の要請に応えられる人材を育成するため、学校の現状や地域の状況を見据えながら県立高等学校の特色化を推進する。
- 県立高等学校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮した上で、様々な状況を把握しながら、教育環境の整備を進める。

ウ 主な取組

- 社会のニーズに応える特色ある県立高等学校づくり
- 適正な学校規模の維持による県立高等学校の活性化

施策20：子供たちの安心・安全の確保

ア 現状と課題

- 学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや非常時における国民保護のための対応等が強く求められています。特に東日本大震災後は、全国的に地震、火山活動の活発化が懸念されています。学校は、災害時に避難者の受入先となる施設としての機能を有しており、こうした役割を勘案する必要があります。
- 県立学校の校舎、体育館や格技場の耐震化は完了していますが、生徒が日常的に使用する実習棟などの施設についても早急に耐震化を進めていくことが必要です。
- また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し回避する能力などを育成することが求められています。
- 近年、自転車運転者が加害者となる事故が増加する傾向にあり、学校において、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高めさせる指導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。
- 自動二輪車等の利用に関する高校生を取り巻く社会環境も大きく変化しており、いわゆる「三ない運動」に代わる新たな交通安全に関する指導要項を制定する必要があります。
- また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。
- さらに、学校や家庭、地域、関係機関など地域ぐるみで子供たちの安心・安全を確保することが大切です。

イ 施策の方向性

- 生徒が日常的に使用する学校施設について、耐震化を推進する。

- 児童生徒に危険を予測し回避する能力を身に付けさせる。
- 学校と教職員の危機管理能力の向上を図る。
- 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進する。

ウ 主な取組

- 学校における耐震化の推進
- 安全教育の推進
- 学校と教職員の危機管理能力の向上
- 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
- 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

施策21：学習環境の整備・充実

ア 現状と課題

- 学校の教育力の維持向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。
- 県立学校の施設の多くが、建築から数十年を経過しており、改修などを行うことにより、適切な学習環境としての学校施設の機能を維持し、向上させていくことが求められます。
- また、学校図書館図書標準の達成に向けた資料の充実や、教材が学校現場に十分行き渡るよう計画的な整備が求められています。IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新や情報化が急速に進展する中で、情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びを実現する授業の適切な実施等のため、ICT環境を整備していくことも求められています。
- さらに、経済的環境の観点から、全ての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込めるよう、修学を支援するための取組が必要です。

イ 施策の方向性

- 県立学校施設の機能維持を図るとともにバリアフリー化などを推進し、安全で快適な学習環境を整備する。
- 県立学校図書館の資料や教材の整備を推進する。
- 情報活用能力の育成やICTを活用した効果的な授業の実現、教職員の業務負担軽減などのため、県立学校のICT環境を整備する。
- 教育費の負担を軽減するため、高校生などの修学を支援する。

ウ 主な取組

- 県立学校施設の整備推進
- 県立学校図書館の資料や教材の整備・充実
- 県立学校のICT環境の整備
- 修学に対する支援

施策22：私学教育の振興

ア 現状と課題

- 本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、幼稚園や専修学校でそれぞれ約95%、高等学校では約30%となっており、私立学校は本県の公教育の一翼を担っている。
- 私立学校が質の高い特色ある教育を実施し、創造性豊かな人材を育成できるよう支援を進める必要がある。
- 私立学校に通う園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、修学を支援する取組を進める必要がある。

イ 施策の方向性

- (ア) 私立学校の健全な運営を確保するための支援を行う。
- (イ) 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援を行う。
- (ウ) 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を支援する。
- (エ) 保護者や地域住民等の意見を聞きながら、学校自ら教育活動を組織的・継続的に改善する取組を推進する。

ウ 主な取組

- ・私立学校運営に対する補助
- ・私立学校の保護者負担の軽減
- ・私立学校の耐震化の促進
- ・私立学校の学校関係者評価の促進

目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

施策２３：家庭教育支援体制の充実

ア 現状と課題

- ・核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子供たちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立を感じる家庭が見られます。
- ・また、家庭には、乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成や子供たちの基本的な生活習慣や倫理観、学習への意欲や家庭における学習習慣などをしっかりと培う役割も求められています。
- ・このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に関する学習を支援する必要があります。
- ・また、幼稚園・保育所・認定こども園などは、地域の子育て支援において積極的な役割を果たすことが求められています。
- ・さらに、次代の社会を担う子供たちの健全な育成を図るため、子育てしやすい職場環境を整備することが求められています

イ 施策の方向性

- (ア) 「親の学習」など、家庭教育に関する学習を支援する。
- (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園などと連携して子育て相談等を実施し、子育てを支援する。
- (ウ) 小学校入学前までに子供たちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進する。
- (エ) 仕事と子育てを両立できる環境の整備を促進する。

ウ 主な取組

- ・「親の学習」の推進
- ・親子の触れ合いへの支援
- ・幼稚園・保育所・認定こども園などを活用した子育て支援の充実（再掲）
- ・子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進
- ・仕事と子育てを両立できる多様な働き方の促進

施策２４：地域と連携・協働した教育の推進

ア 現状と課題

- ・これからの時代は、個人が豊かに生き自立するだけでなく、社会を構成する様々な人々や組織が、

互いに協働しながら様々な問題を解決していかなくてはなりません。そのような時代を担う子供たちが心豊かでたくましく成長するためには、子供の頃から、社会や人々と関わり多様な経験をすることが必要です。地域には多様な人的・物的な資源があり、子供たちは、地域の大人との日常的な触れ合いや様々な経験を通じて、地域の構成員としての社会性なども身に付けることができます。

- ・教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校、家庭、地域の住民や企業・NPOなどが目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。
- ・地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団」や「放課後子供教室」の活動を支援し、一層充実を図ることが大切です。また、これらの活動を基礎に、学校と地域住民、保護者、企業や団体等との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供の学びや育ちを支えることが求められます。
- ・学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進することが必要です。
- ・また、地域の連帯感が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下しています。市町村における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化が必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 「彩の国教育の日」における取組の推進などにより社会全体で教育に取り組む機運を高める。
- (イ) 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- (ウ) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進する。
- (エ) 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりのため、市町村などを支援する。
- (オ) 保護者と教員が連携して進めるPTAなどの活動を支援する。
- (カ) 県民・団体・企業など様々な主体の参画により青少年の健全育成を支援する。
- (キ) 学校・家庭・地域・民間団体などと連携し、有害環境から子供を守る。

ウ 主な取組

- ・「彩の国教育の日」の推進
- ・地域の人的・物的資源を活用した学びの充実
- ・地域学校協働活動の推進
- ・「学校応援団」の活動の充実
- ・コミュニティ・スクール設置推進とその充実（再掲）
- ・放課後子供教室への支援
- ・PTAなどの活動への支援
- ・青少年健全育成活動の促進
- ・青少年を有害環境から守るための取組の推進（再掲）

目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

施策２５：学びを支える環境の整備

ア 現状と課題

- ・人生100年時代において、人生をより豊かなものとするとともに社会が継続的に発展していくためには、生涯にわたって学び、自らの能力を高めていくことが重要です。特に、社会の変化が激しいこれからの時代においては、若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、職業生活も含め生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、変化に適応し、充実した人生を送る上で重要になります。
- ・本県ではこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯に

わたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会の変化に対応した学習機会の提供に一層取り組んでいくことが求められます。

- ・ また、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた学びの支援に取り組んでいく必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) NPO、民間企業等と連携しつつ、県民に豊かな学びを提供するとともに地域における人づくりを進める。
- (イ) 障害者の生涯を通じた学びを支援する。
- (ウ) 県立図書館において、県民のチャレンジ支援を充実する。

ウ 主な取組

- ・ 「子ども大学」の充実に向けた支援
- ・ 多様な学習機会の提供
- ・ 人生100年時代に対応した学び直しの在り方の検討
- ・ げんきプラザを活用した体験活動の充実
- ・ 地域学習の推進を支える人づくり
- ・ 障害者の生涯を通じた学びの支援
- ・ 新しい県立図書館の検討・推進

施策26：学びの成果の活用の促進

ア 現状と課題

- ・ 近年、地域経済の縮小や商店街の衰退、地域の伝統行事等の担い手の減少など、地域社会は様々な課題に直面しています。
- ・ こうした課題に対して、学びは、一人一人の能力の向上を通じて、社会を支え発展させるとともに人々の交流を生み出し、地域社会の結びつきを強化しうるものとして大きな役割が期待されています。
- ・ 特に、活力ある地域社会をつくるためには、解決すべき地域課題とその対応について学び、その成果を実践につなげていくことが求められており、一人一人が生涯にわたる学びの成果を適切に生かして活躍できるよう支援する必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 一人一人が学びの成果を適切に生かして活躍できるよう支援する。
- (イ) 地域課題の解決のための学習を支援する。

ウ 主な取組

- ・ 学びの成果の活用の支援
- ・ 「子ども大学」における学びの成果の活用
- ・ ネットワークづくりによる学びの成果の活用
- ・ 学びを活用した地域課題解決への支援

目標IX 文化芸術の振興

施策27：文化芸術活動の充実

ア 現状と課題

- ・ 文化芸術は、人々の心に感動をもたらし、人生を豊かにするとともに、新たな創造や交流を生み出

す力を持っています。

- ・ 本県では、「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現を目指しています。
- ・ 学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。
- ・ また、障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。
- ・ さらに、県立美術館・博物館では、県民が身近に文化芸術に親しむことのできるよう地域の文化芸術拠点として活動を充実させていく必要があります。
- ・ ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であるだけでなく、文化の祭典でもあることから、大会を契機とした文化振興が期待されます。

イ 施策の方向性

- (ア) 県民の文化芸術活動への参加を促進し、発表の場の提供などに取り組む。
- (イ) 子供たちの文化芸術活動の充実に取り組む。
- (ウ) 障害者の文化芸術活動の支援を推進する。
- (エ) 地域の文化芸術の拠点として県立美術館などの活動を充実する。
- (オ) ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として本県の文化芸術を振興する。

ウ 主な取組

- ・ 文化芸術活動への参加の促進
- ・ 子供たちの文化芸術活動の充実
- ・ 障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 県立美術館などにおける活動の充実
- ・ オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術の振興

施策28：伝統文化の保存と持続的な活用

ア 現状と課題

- ・ 本県は、豊かな自然環境や歴史的背景を有しており、これまで様々な文化財や風習、行事など伝統文化が育まれてきました。
- ・ こうした貴重な伝統文化を未来に継承していくため、本県の伝統文化の価値を確実に保存し、学校教育や生涯学習などに積極的に活用することにより、地域の持続的な維持発展を図るとともに、価値を再評価し、さらなる保存・活用に結び付けていくという好循環を創り出していくことが重要です。
- ・ また、伝統文化を未来に継承する担い手を社会全体に広げていくため、その魅力を発信し、学ぶ機会を拡大していく必要があります。
- ・ さらに、地域における伝統文化の保存・活用の推進強化のため、市町村が主体的に行う伝統文化の保存・活用・再評価について支援を行う必要があります。

イ 施策の方向性

- (ア) 本県の貴重な伝統文化について保存・活用・再評価を推進する。
- (イ) 伝統文化の魅力発信拠点として県立博物館などの活動を充実する。
- (ウ) 市町村が行う伝統文化の保存・活用・再評価に関する取組を支援する。

ウ 主な取組

- ・ 伝統文化の保存・活用・価値の再評価
- ・ 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実
- ・ 市町村の取組への支援

目標Ⅹ スポーツの推進

施策29：スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 現状と課題

- ・ スポーツは、体を動かすという人間の根源的な欲求に応え、それ自体が「楽しさ」「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするものです。また、心身の健康の保持増進をはじめ、共生社会や健康長寿社会の実現、青少年の健全育成、地域の活性化など、社会の活力をつくる力を持っています。
- ・ 本県では、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において4競技の開催が予定されています。これを契機に、県民のスポーツに対する関心を高め、誰もが各々の適性や関心に応じて、スポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進していくことが求められます。

イ 施策の方向性

県民が、それぞれの目的や方法でスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

ウ 主な取組

- ・ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・ 障害者スポーツの推進
- ・ オリンピック・パラリンピックなどの開催を好機としたスポーツの推進

施策30：競技スポーツの推進

ア 現状と課題

- ・ 本県ゆかりのトップアスリートが自らの限界に挑戦する姿は、県民に感動や勇気、夢や希望を与えてくれます。
- ・ 本県では、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。
- ・ 将来、世界に羽ばたくトップアスリートを夢見る子供たちを支援するため、その可能性を伸ばす取組が求められます。
- ・ また、アスリートの育成においては、ジュニア期からトップアスリートまで、一貫した指導の継続が重要であり、スポーツ医・科学の知見などを活用しつつ優秀な指導者を育成していく必要があります。
- ・ さらに、県民の競技スポーツへの関心を高め、県民がスポーツの魅力を身近に感じることができるような取組を進めることが必要です。

イ 施策の方向性

- (ア) 子供の夢を育み、未来を広げるため、小学生・中学生世代の発掘・育成に努めるとともに、限界に挑戦するアスリートの競技力向上を支援する。
- (イ) 心身とも適切に選手の成長をサポートできる指導者の育成を推進する。
- (ウ) ジュニアからシニア世代まで、競技スポーツに親しむことのできる場と機会の提供に努める。

ウ 主な取組

- ・ 小学生世代からのアスリートの発掘・育成
- ・ 一貫した指導体制の充実
- ・ 指導者の育成
- ・ スポーツ科学の活用
- ・ 県内スポーツ関係団体等の組織力向上への支援
- ・ アスリートの継続的な競技活動への支援
- ・ 競技スポーツに親しむ機会の提供